

『許可工作物』の履行検査を実施しました

京浜河川事務所では、多摩川、鶴見川、相模川の管理している範囲（管理区間）内の許可工作物（※1）を対象に施設管理者立ち会いのもと、履行検査（※2）を行いました。

（検査した施設）

- ・多摩川、鶴見川では、構造物関係（橋梁、樋管等）の許可工作物を検査しました。面的占用（公園・運動場、ゴルフ場、道路等）は、11月に実施しています。相模川は、構造物関係と面的占用の両方を実施しました。

（検査した期間）

- ・平成27年5月8日～平成27年7月13日

（検査した結果）

- ・検査を行った338施設の内、67施設で適正に管理されていない箇所があったため、改善するように指導を行いました。

※1『許可工作物』とは、河川区域内において沿川自治体等が設置し、管理している施設（橋梁や樋管等）のことです。

※2『履行検査』とは、許可工作物が許可条件どおり履行されているか管理者の立ち会いのもと、出水期前に検査を行うものです。

（多摩川、鶴見川、相模川全体）

	施設種別	施設数	指摘施設数	指摘事例(代表例)	備考	
構造物関係	橋梁	143	15	護岸ブロックの補修・点検		
	樋管	153	40	ゲート巻き上げ機の補修・点検		
	堰	8	4	維持管理計画の策定		
	その他	15	1	維持管理計画の策定		
平面関係	公園・運動場等	12	5	洪水時の工作物撤去計画見直し	※平面占用関係は、相模川のみ	
	栈橋等	2	0			
	その他	5	2	占用範囲の明示		
	合計	338	67			

履行検査状況

(多摩川)



鉄道橋梁の検査です。
護岸が傷んでいないか？
占用範囲が明確になっているか？
などの検査を行います。

(鶴見川)

樋管の検査です。
ゲートが操作できるか開閉の状況を確認しています。
護岸が傷んでいないか？
占用範囲が明確になっているか？
などの検査を行います。



(相模川)



洪水時にバックネットは倒すことができるか？
占用範囲が明確になっているか？
などの検査を行います。